閑窓瑣談

三

柳田文庫
文庫11
A1410
3

文庫11
A1410
3

柳田氏藏書之印

三田氏藏書之印

三田氏藏書之印

晚進閑窻瑣談卷之三

魯甘

第十九　眞清田社

藻の跡とゝふ隨筆ゝ尾張國人ハ筆採毎ゝ必先熱田宮の事をのくりと書れが
然もありけゝ知らねど世の人あとゝく熱田の宮を尾張の一之宮と思ふ
往來の人も必ず這御宮ゝ詣ゞる事ゝりされど熱田ハ尾州の一之宮ゆへあり
ず尾張の一宮ハ眞清田太神宮ゝて則國常立尊ゝ　神官佐分利但馬守　社領三百五十石　尤
尊き御神ゝれど宮地ハ名古屋を隔りて順路ゝらざる故ゝ旅客の爲ゝ知らず
事少古代の世々の武將も歌人も尊信厚く敬ひ奉ちまゝ事と思ふ夫ハ當時
猶彼御宮ゝ在神庭神器ゝも往古の繁榮を思ひやらく御社ゝり

鐵鳥居一基　白養老二年三月。
元禄原不比等
這は人皇四十四代元正天皇御宇より今より　天保十三年千百二十四年前の
古物なり

神弓一張　銘曰神■年
柿本人麿
年号の所の神■年と有て二字消て知まざるべあれども前の記せし如く
人丸の持統天皇の御宇石見より登りて宮仕へ文武天皇の御代の末の故郷
帰らまされど世を去まるの聖武天皇の神亀元年三月十八日なれば此年の始の
頃奉納せられしの弓の銘の神とのの年号一字を存じて二字を欠るの人丸
在世の神の字の年号なきゆへの人の疑念を恐き削りのあるべの此弓も神亀
元年の奉納なるゆへの千百十八年前の奇物なり

白旗一流　源頼義朝臣康平五年勅旋の日会の羽田川の洗て奉納ある
甲冑　永保二年源義家朝臣奉納せる
御太刀　三條宗近作　鳥羽帝夢想の依て勅納とる
勅額　延喜帝の御筆なり
右の外武器名刀數百種あり古代名作の面あまたなるべく難し紀貫之和歌自
筆赤染右衛門直筆の和歌なるも珍奇なり但しなるもなると思ふりの多し
○佛舎利一粒後冷泉院勅納○大般若經光明皇后○観普賢經中將姫の筆なり
○紺紙金泥の法華經弘法大師○紺紙金泥の法華經八軸日蓮上人
此外の佛經多くあり眞清田の神社のなくとそもなると思ふる夫の鬼も角
熱田の名高く一の宮の知る人の最なくなきぞ本意なけを

第二十　古人の秀句

予い幼稚節より仮名物語物の本を好こそ何なりとも讀ぬまど狂歌を得詠ぎ俳諧發句の集なんど看る事稀ゆゑ一首一句を言はらぬる所爲い猶更ゆ拙し然が此ゆ載る事も俳諧心ある人い大くこい知りて善悪をも評する程の浅ゞしきものなるべけまど浅見の身ゆえい最面白しと思ひし儘まくゆ移書してあるをうつし出せり

曾我兄弟のものが親の敵をねらふを哀れと思ひ出して　　畠山庄司重忠

夏山や思ひあげくのあげくハ

重忠の發句せし事を珍らしと思ふい浅ちるるらんが予い始て見しゆゆ移書して置ぬ

小田原やおもひの侭ま苔あふせ　　太閤

おぢさうち龍川流ぎさつき哉　　同

きそけすゆ老の皺をものしめ哉　　細川玄旨法印

朝鮮陣の時

からくゆ頓て其侭きこく哉　　深水三河守入道宗甫

きて祝へものゆゆよき具足餅　　羅山子林道春

梅の花はぎを申まといふ字哉　　深草元政上人

止むまど花おさらふる歸る鴈　　東海寺澤庵和尚

鶯も笠着てめでよ雨の　　千利休

梅の花。香るゞら寫ま筆ゆ哉　　里村法橋紹巴

右ゆ寫し出せしゆ今より　天保十二年　百三十年の昔正德二壬辰年の印本温故

集ハ蓮谷撰記してあり猶其中ハ

園女

先折るゝ人の言葉の花ざくり　西鶴述

氣のとゞぬ入合聞て梅の花　同

對園女辞

伊勢小町い見ぬ世の歌人今のゝせの國より園と云ふ女の俳諧をもつて濱荻の糸遠き浪速の里ハ志して我ハ嬉しく二見箱硯の海ハそめて筆のうゝり行事草と書けるハ思ふまゝ動ぬ過し光貞の妻萱原の捨るゞ花ハ赤ゞ紅葉ハちる。世ハ詠の絶ぬしハ名をのゝ月の秋ハ此女の所ハ去ゞしの舎りとる〜神風の住吉の春もひさ〜しれとゞ壽き待る濱荻や當風ふるゝ女文字　西鶴

文月やひとりハ〜き娘の子　其角

踊

朝夕ハ見る子見ぶる踊り哉　ブンゴ

一長屋錠をおろ〜ておどり哉　其角

雪

初雪や遊ぶ身ぶゝら又あそび　高尾

初雪やそれがまことも夜着　薄雲

白鷺やまけぎおとらぬ雪の色　小紫

氷

一休和尚も油断の二字ハ常ハ忘るべ〜とゝ

精出せば永る間もなく水車　珪琳

軍書に記しなる事を題として夫に叶ふ句を諸集より拾ひ出して著しなる

とゝふを又とぶらに秘をらえて去る。

羅生門　網が立てつるゞ噂の雨夜哉　其角

奥州攻　前九年敵ゐしても花の山　専吟

宗任歌　問ふ人い宮古に殘り梅の花　琴風

一ノ谷　鷲の尾に請状ゐ〻花の友　沾徳

時頼　月影の更に依怙る天が下　蓮谷

武蔵守泰時式目を定　名月の出るや五十三ヶ條　其秋

青磁左工門　蛍火い百ゞのあり滑川　宗因

常世鎌倉へ馳まゐる　花に風ちぎきしりとも鎧草　不卜

正成正行へ教訓　親のゐふ事い皆ゝ年の暮　蓮谷

萬民泰平をゝふと言ふ題をとゝある

。鞘あてをさまる御代哉山櫻　貞佐

。新綿や治まる代の弓の音　晩山

第二十一　小角

加茂の役公氏小角い大和國葛上郡茆原村の人ゆて　人皇三十五代

舒明天皇六年正月元日の誕生ゐり七歳の時ゝり佛法を信ゝ三十歳ゆて

葛城山に入り巖窟に住居まる事三十年藤葛の衣を著し松の菓を

食とし孔雀明王の法を呪し鬼神を使て採薪汲水の所爲を勤めさせ

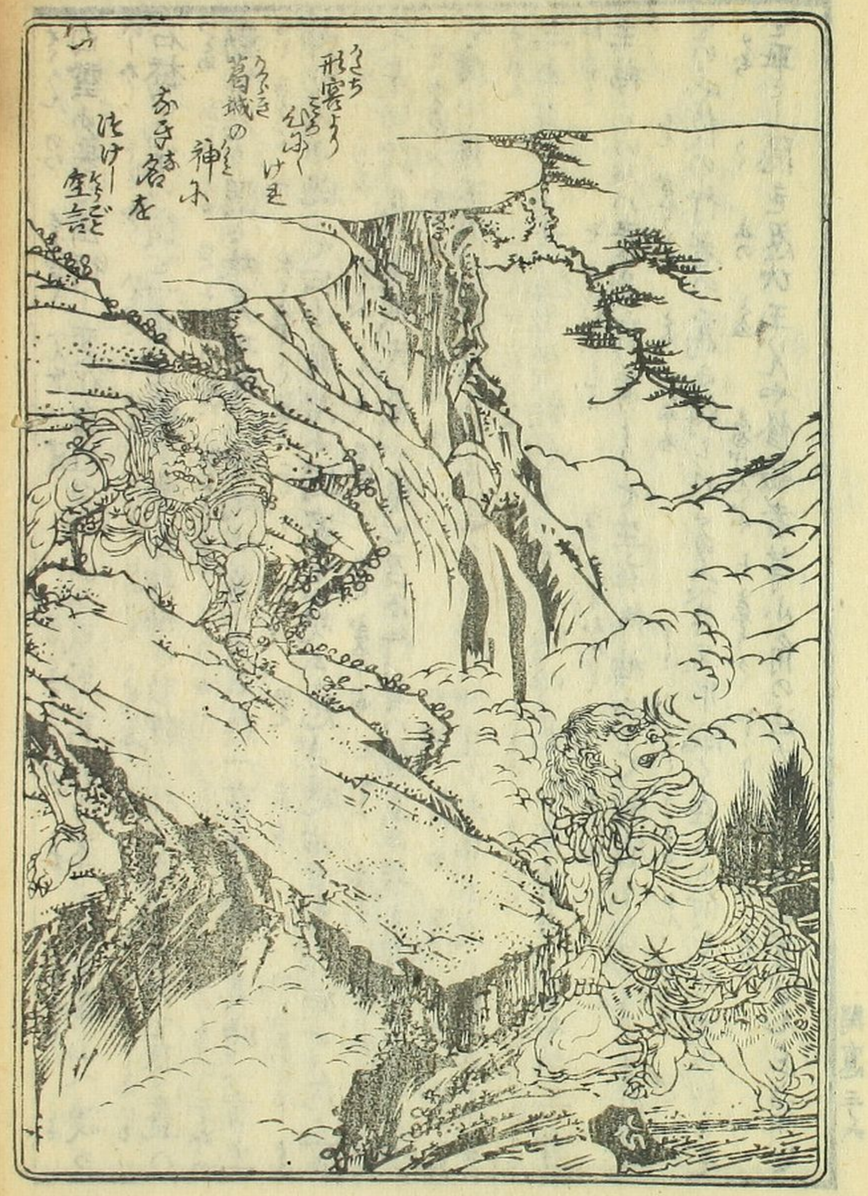
うさち
形容より
ひろふ
けま
葛城の
神ホ
あきき名を
はけ
空言

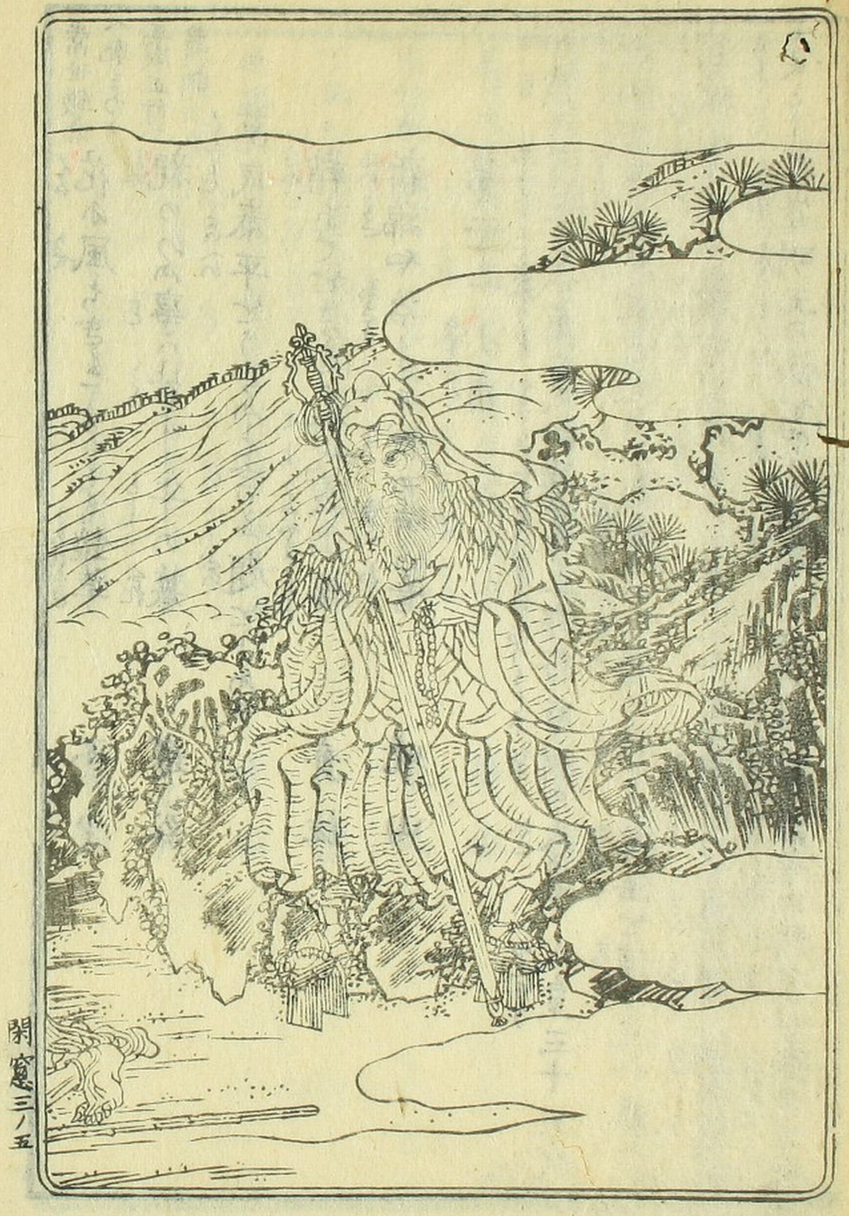
開寶三ノ五

白雲に乗て出行し変化自在なりといふ或節葛城の峯より金峯山へ渡る
石橋を架の役を一言主神に命ぜ此神の形醜し故に夜に其業を務書に
勤を怠り隠る故其功遅し依之小角に大に怒一言主を縛る其時一言主
神宮人に託して曰小角潛に國家を覗ふ急ぎ退治せずんば殆可危と宮
人是を訴まば文武天皇小角を召に行者は虚空に飛去て不來仍其母
を捕小角不得已自出て伏さまくに伊豆の大島に流さ島に在事
三年なりしが大宝元年赦免せらるると嗚呼甚しき妄言なるぞや抑一言
主神といふは素盞烏尊よりして生在御神にして神威うらくまなりの
をいなび役の行者の爲に縛られさるべき又形醜く在とも何ぞ凡夫の如く是
を恥とし隠を忍び王りんや修験者等小角の法力を廣大に賞せんとて罪を

小角に蒙らせんとせり小角奈何通力ありとも神系正しき一言主を縛まるる
んど失敬の行ひあらば豈神罰をうけざるべき彼小角が流刑せられし韓國の連
廣足といふ者小角を師として呪術を習ひ後に却て小角の妙術を妬く文武
天皇に讒言なりしとなり故なりとなる此説尤正しきなり

第二十二 牛王

熊野牛王の説種々にいへども合点なりがたし神霊ある護符
ありしなり但し牛王とは生土と書し守りの上包を書損じ讀損じより終
に牛王と呼來る事となりしといふ實面白き説なり生の字の下の一が土といふ
字の上に角て王と讀まるとぞ然も有べし熊野は日本根元の産土神
なる伊弉再尊に在なり故に日本最初生土の御神の守護といふ事をなるべく

知らせん爲め守の上封じ〳〵生土と書て出せしぶ牛王とハ讀ましめ違ふべ〳〵
鬼ゆも角ゆも神威尊き御守りなるべき事ハ麁畧ゆ思ふまじきものなり享
保元年六月の事とや天保十二より百二十六年ゆる実説なり武州崎玉郡船越村の百姓ゆ佐五
右衛門とて家内五人活業の者あり夫婦と男子二人あり男子いまゆ十
五六歳と十二三歳ゆて未ハ女子の兒の當年三歳なりしゆ此頃毎夜ゆ異
しき事ありて彼兒女の泣叫ぶ事甚し毎時も泣出まさんとすゆ窓の方ゆ火の
光りあるくなりて物きゞく覚へ何やら窓より家内へ飛入るやうゆ見ゆる節家
内の奥の方よりも又光り輝くなる飛來り窓の元ゆて光り爭ふ時ゆいり程
なく小兒も泣止む事夜毎ゆ同じ佐五右衛門夫婦も當惑種々と心を惱
ま其化物を除き貰ふと加持祈禱を頼を他人ゆも語らひ相談しけま

いと詮方なく何まなりても家内の奥より光り物が飛出るを思へば納戸ゆて怪し
きものゝ隠まあらんと家内を能々秡ひ清めるべ宜べしとて爆拂ひをなる如く
掃除しけまど這ぞと思ふ物もなく其時奥の間なる三尺の壁ゆ何とやら黒
くなぐりなるものゝ張付てありけるを塵芥と共ゆ捨ら俏その夜い奈何ゆと
思ひ居なるゆ例の如く深更ゆ及びて小兒の泣出を声ゆ両親い目を覚し
者まゝ窓の光りい最烈〳〵竹格子を罵詈々々と音して引破り忽ち家
内へ飛入るものあり今宵い奥より飛出る怪物い出やらぬ只外面より
飛入り光りものなりしゆ佐五右衛門ゆ起上らんとなる折ゆらもやくも飛
〳〵小兒を搔さらひ走り去るやうなりしゆ佐五右衛門い手近ゆ有し鎌
とりて飛〳〵怪物を切ゆけしゆ手ごえしゆら取逃しなり此故ゆ妻も

子供も起上り燈火を照してさらぎしが小兒の奪ひまられて行衛なし翌日窓の元を見まゝば血しおの跡ありて軒下より背戸の方へつゞき裏の山へたゞりあるやうに見へしが村の人々を頼みて大勢あつて彼山へ分登り探しに見まゝば山の横合に三尺ばかりの洞ありて其奥に猿の如くにして少し異なる毛物の大ひなるが眼を光らして鳴く声まさるゆゑ心強き人々一同に走りかゝりて頻て這を打殺しなり是なん狒々にあるべきものゆゑ猿の年經りし怪物なりとぞ小兒をばとられまゝ取られまゝしものと思はるゝ

後庄屋村長人々立合て這より地頭の御役所へ訴けるが猶奥の方より飛出し光りのを紀まるゝに夫より何事もなゝ或人心付て言やうこの程家内の掃除せざる以前は奥の間より光物出て窓の際に光り爭ひ夜毎

夜毎なれども小児を奪ひまゝ掃除せるゝ夜に家内の光りのの出ぜしに小児を取られまゝ全く家内に尊き守の御札か神霊の在て化りの防なりしゆゑ何ぞ掃除の節に神佛の像か表具まゝの御札なんどの類を麁忽に秘ひ捨しゝ事いなきと言出しけまゝば佐五右衛門も村人も實々と心付て詮穿もるに佐五右衛門の妻が云やう納戸の壁に煤び黒くゝ御札の如きものゝ張ありしを引はがして裏の泥溝へ捨うとせ命しが然はとて人々走りもき探しに求めけるに捨る塵芥の中に交りて黒く煤びて不分明紙札あり採上て能々看まゝば是なん年久しく佐五右衛門が家の壁に張て在しものゝ則熊野牛王の御守り札なり有しとぞ此外に家に尊きもの一ツもなし佐五右衛門も昔を考へ出て祖父の代より尊信せしを事を何日となく忘まて礼拝せざりしを後悔し全く

此御札の家内に在り中の神威に依て怪物を退け玉ひしものなるべしを勿体なくも穢まし所へ捨て神力を折きまわらせ事の恐るべきを是より此御札を尊み祭りて村の人々も敬ひ拜礼し其後怪事も絶てなかりしとぞ

金田金八中島傳次郎などゝかゝる武家の領主入組の郡村にて其人々の話し正説なり

彼地に三宅何某殿と

第二十三　天行病

何物語とやらふ書正德享保年間の史録なれども其時に馬本なり

正德六年の夏熱を煩ふ病人多く一ケ月の中に江戸の町々にて死する者八萬餘人に及び棺をまうらぬる家もなく間に合ぬ酒の空樽を求めて亡骸を寺院へ葬るに墓地に埋む所なきまで宗体に拘らず火葬なるべき不納とのに依て茶毘所に送り火葬せんとすれば棺の數限りもなく積まれて十日二十日の中に火をかける事なるまで其到來の順々に

閲覧三ノ九

茶毘まちまちに日數をなるに經とのふるにあらずして貧しき者の亡骸は如何ともせんすべなく町所の長なる人々も世話行届かぬ公廳へ訴へまうせしかば夫々の御慈悲を賜り寺院に仰せつけらるゝまで葬ぐべき亡骸をば田向の後荒の色にて舟に乗せられ品川沖へ流し水葬にされしとのふ按ずるに正德六年の六月二十二日に改元あつて享保元年となれり彼明暦三年の火災に十萬八千人の焼亡の當時猶言傳へて怖るまじ享保元年の天行病に數萬人の一時に死亡せし後に傳へて言ひのるべき火難と違ひて書留しのゝ鮮き故なるべし

予生まれより四十餘年來斯る凶年を知らざりしことを最有難幸ひなりけり

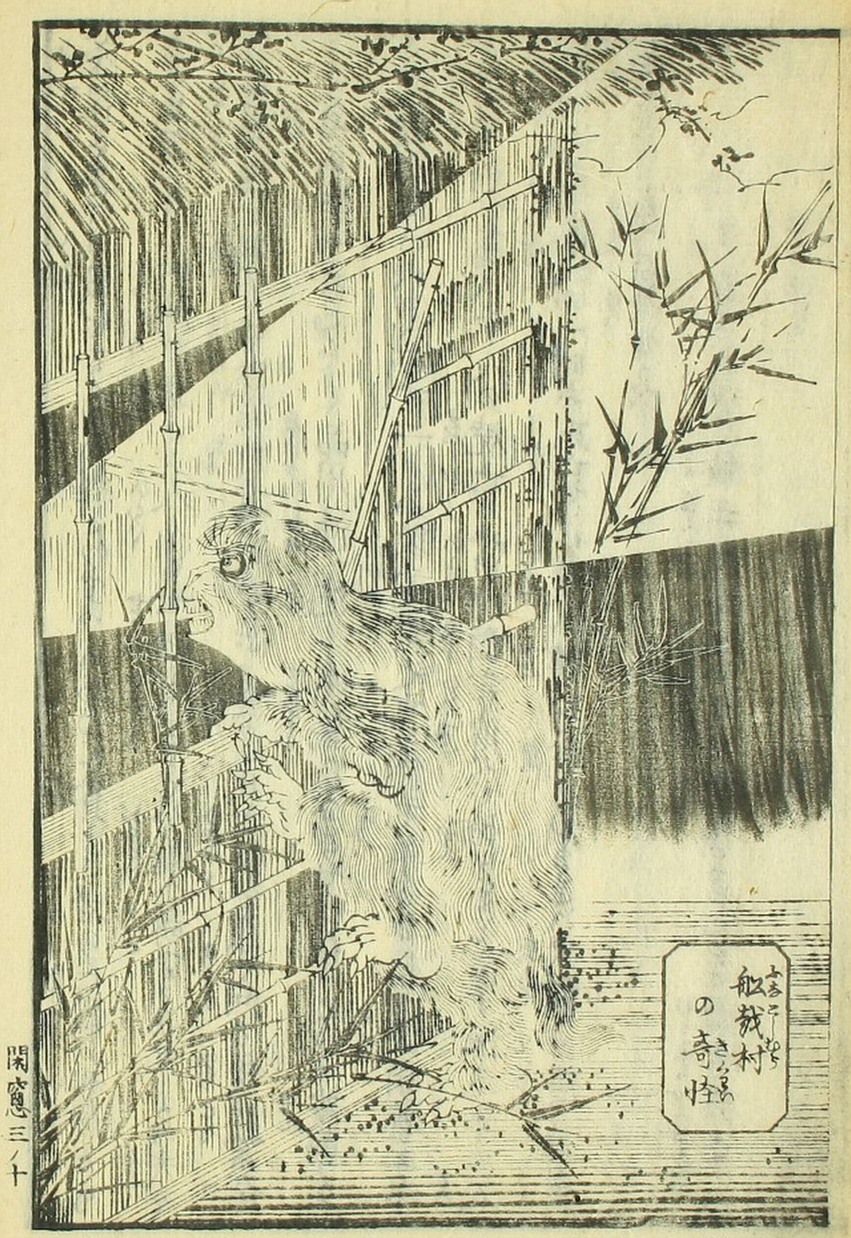

第二十四　盛衰

関八州の武備を輝しゝる北条氏政の天文七戊戌年の誕生なり隨分ともの仁義も有り大将うれど天正十八庚寅年七月十一日切腹して終らまゝりその歳五十三歳法名を慈雲院殿勝岩傑公大居士と号辞世の

吹きもさむ風の恨ゝそ花の春
紅葉の残る秋あらばあそ

盛者必衰の世の常とそ云るゝも亡びせらまゝぶ接むるの元祖なりける北条早雲の家を奥は其始の戦國のゝゝひとゝ言るゝ道なゝゝ所為とて他人の國家を奪ひ東の名高き舊家を時運の乗じて倒しゝる無情の所為多ゝゝ氏政の慈仁ありて國郡廣く軍器の秀ゝ幕下の數多あるゝ似も

ならでは、ろくも亡びし事なるべし

第二十五　狂歌の德

定家家隆の世に出らるとて敷島の道の正しく秀さるとなくども這はりして歌よむ人へ些なりしと言傳へ然ありぬるなきを知らねど過さるに猶不及が如しと諺に云ふ中庸の教より言出せしのら昔は知らぬ狂歌の世に流行るゝ六樹園と狂歌堂の両大人が盛の時をりのてその極とゐべしその頃の狂歌は風調高く賤しくらぬして傍聽をまび本歌を被講せらるゝに等しく然はあれども俗耳に不入まと詠習ふに容易らざりしば程なく狂歌をゝむ人稀く稀にて判者大人の名目も絶果俳諧のみぞ流行せり是も又勝まて名人上手の世に出て俳諧發句の教むぐるゝに其道理を盡さんとせられば須

て此道に遊ぶ人も稀にあるゝに彼狂歌堂大人が都に登りし時何某の卿へ参りて

御膝元にもぐりありとも埋火のもるゝ歌は起しきりの

此節俳諧歌場の額を賜りもまて狂歌とゐまど俳諧歌と言るゝ

せり實にも誉の事なるべけまど諺に云ふ下愚に威を自然尊大なるり風

雅に疎き輩も聞へゝ。最古く俚言に過ぎると噂とまもど狂歌は安永天

明の昔まを面白く俗も聽へ安らるに又教訓ともなる事の多くあるゝに覚る

○昔名高きり〜狂歌師の都に登り稲荷山に詣し時彼山の神木へ呪ひ

事の願ひけ世の時参てゐ所爲なり〜者ありて紙に眼を画きてゐれを

杉の木へ大釘にて打付ゝ東より登り〜狂歌の風雅人等這を見て

戯まゝに此呪を止さんと言出て其木に狂歌の短冊を付さう

○眼を書て祈らば鼻の穴二ツ耳でるけきび聽事もるゝ

此歌を看て祈り一人りいゝぐらりのら又り紙に耳を書て張り更再度

○眼を耳に人もぐも打釘の聾程も猶きゝねるり

斯てまゝ藁人形を持て釘を打直しければ戯き事るゝら意地をそるゝりに思

へば捨もおうまきぞ狂歌の人々うち笑ひて

○稲荷山きりゝね祈りに打釘も糟に成りの藁の人形

此狂歌に耶るる呪を折きしに餘所るゝら罪はる人を異見せしに似て教訓の一

助となりしるらぶや

第二十六　名医徳本の奇事

世に名高き甲斐の徳本は和漢古今に珍らしき恬澹の人なり本姓は長田氏

知足齋と号し三河州大濱村の人其先祖と知る者なく不詳所出勢利を欲ぜ

ずして四方に周遊し去就任意なりも諏訪に大永享禄年間は甲斐の州に

遊び醫道を以て武田信虎の家に爲客柳徳本翁の医術は即功を專とし其

療治いさゝか烈しきに似たり然べ病に依て峻劑毒藥機宜不誤攻擊瞑眩

不避世誼　病氣の樣体に勢て峻しき藥を用ひ毒を服せ病を攻撃瞑眩

是を以て富貴なる輩は俗諺の如く古方家と忌怖まで信ぜず却て山野

樸質の民に尊信せらるゝ殊に貧しきを憐まで療養を信切に居所の悪さを

厭ふ天文年中に甲州を去て信濃國諏訪郡東堀村に住し天正の乱に

武田氏亡て後再甲州に還り自ら草廬を構へて茅庵を他に出る時は

長田知足齋
但人這と稱
甲斐徳本
一點
復原錢

開寛三年

頸に藥嚢を掛て牛の背に踞彼藥入の嚢の表に一服十八錢と書付う
富貴を不顧貧賤を不嫌偶權家の招きに應じて病を治し効あり
て藥の價を取る十八錢に不過蓋世の醫の勢利に赴き慾に
務める者を折く　於此公羽の清情ふる方十方に聽へ漸々に諸州の領主に
召る度些々たる其頃或諸侯何某の君御病病を生ずるに其臣下兼て
徳本の良医なる度を知らるるに則徳本翁の診治を傳達し奉らる因
命じて翁を召る徳本翁此時に年百十有餘歳例の如く頭に袋を掛
牛に踞ゆゆしく東都に到る巖々廣々として尊むべき錦屏に麗
服を不恥登り一診を許さるて後便峻劑を欲上衆医其
麗忽を論じて不肯時に徳本翁い少しも不憚衆医に對して

其可否を辨ず
其君又戰國を經玉ひし勇壯の仁君聰明にして疑念在ましねば度
斷速に翁の良医なる度を信じ玉ひ藥を調進ぜしめられ御服藥數日
ならずして奏効御全快まるくけるに賞を賜ふ度尤厚しさるに徳本翁に
固く辭し奉りて之を不受臨歸藥の價一服十八錢の定を以て政府に允
請漂然として立去ぬ於是翁の名天下に高く是を慕ふて門人と
なる者數十人其中にも馬場徳寛今井徳山の二人殊更に医業を
勵み翁の禁方を受うとぞ猶翁の医療に付て古今稀代の妙説を
あらぐく次編に記す

徳本傳の再記に於竹大日如來の因縁等奇代の話ありて面白し

第二十八　日本扇。聚頭扇

唐山ハ我國の如き扇ハなく明に至りて我國の扇をまねて作ると東西洋考に両山墨談を引て載せり其文左の如し

聚頭扇ハ則ち八きの頭を聚めて一柄を以て名付

両山墨談曰宋前惟用團扇元初東南使者持聚頭扇人々皆譏笑之我國永樂初始有持者及倭充貢遍賜群臣内府又倣其制天下遂通用之　昆陽漫録ニ　阿部喜任藏書

斯まで唐山に扇の制し始りしハ大明第三世成祖文皇帝の時にして日本ハ百二代稱光天皇の應永年中に當まり天保十二年より四百四十餘年以前に漸やく唐山に聚頭扇ハ出來ると思ふ

第二十九　社祢

布衣記に云馬の時僮僕者事衛府の時は童一人郎從二人調度懸一人舍人三人中間六人其儀は時に隨ひ添の若黨中間跡に上下著と召具と記さる布衣記は伏見院の御宇永仁三年に書る書られば社祢の名は久しき名なり但し當今の上下とは其制同じからざるとも

天保十二年よりなられば永仁の年号は五百五十年以前なり

第三十 蒙古

間中今古録曰北狄称銀曰蒙古と是を觀まば蒙古とは國号は金と稱し國号と同じく銀國とは心なり金國とは又も銀國と呼しも土地は同じ北狄なり

第三十一 隠蓑

世俗に云傳に宝尽しの中に隠蓑と称るは隠身の藥術より云出し事なりと云原來隠身の説は佛者の云弘ゆしるの華嚴經曰有藥名安善那塗目隠身令人不見とのたり其藥とは千年を經る栢木の根は人乃座せるが如し長サ七寸あり切まぶ其根より血を出す其血を目に塗ば身を隠もと然ども虚説なるべし又誰か能栢木の千年を經しを知るものあらんや信じべからざる

第三十二 奇兒

天明二丑年正月十日相州高座郡恩馬の郷下河内村百姓市郎右エ門一子市五郎とは者歳四才の時より地藏尊を信仰して怠らざる事大人の如く其外才智も常の小兒の不及事多あり八歳の時病煩の事もなくて世を去けり父なるものも家内の人々もいとおしくなげき辞世を詠て殘せり

ゑどりおーめいどの旅のひとり行きぢさをおまあくさをおまめ

風雅の家ゐもあらぬ片鄙の小児ゆゑ最珍ら〳〵又越後柴田の城下より一里かど在ゐ百姓折右衛門といふ者の悴四才ゆゑ落話をする事奇妙ゐ上手ゐて領主へも召れ即席新作の咄〳〵を申上〳〵と云這ハ天保四年の事なりとぞ其時の咄〳〵も聽まどよくゐ略せり

第三十三　通悪魔

怪力乱神の沙汰ハ語べからざると禁あれど後の人の心得ゐもなるべんとと這ゐ記を一怪事あり世ゐ知らまとる英才の官家河井何某のいまだ出身せられざり〳〵頃或日御役所より早く帰宅ありて園へ行き出て手を洗ハんと手水鉢の柄ゐ手をかけんとする時も庭ゐ植る蘭の葉の間より俄ゐ火燃出てゆらゆらと立ち登る何某ハ大ゐ驚きしが心を鎮め内室を呼て云我傍ゐ有所の刀剣ハ更なり刀物ハとゝゝく取除て我手ゐ持る事なれ即今又是を我求ひるとも暫時隠して與べからざと言渡〳〵従女ゐ夜具を出させあたゝかく夜着を冠て倒れ伏我汝等を呼事ありとも近付まゝと言て臥ける故内室も従女も其間を退きて異ゝ居る偖何某ハ夜着の袖より庭の方を窺ひ見れバ葉蘭の間ゆゑ燃る火ハ弥々盛ゆゑ地境の塀の上ゐ白き繻半を着る男髪を振乱し怖しき顔色ゆゑ手ゐハ短き鑓の光りをかゝゝと引提忽ち庭ゐ飛下り椽側ゐ走登りて何某ゐ近付ハんとする故今ハ堪へ難て声を上げ刀を持参れ刀を持て呼ばゝ〳〵ども内室ハ這ぞと思ひ返事もせぬ何某ハ是非なく臆しるやうゐありて夜着の中ゐ心を鎮めありける

が暫時して二度夜着の袖より窺ひ看まば火も消曲者の容形も見へざる時は是午の半刻なり大陽盛ゆして陰鬼幽霊の類狐狸なんどの妖をなすと事叶ふべからざる尤あやしむふ絶なり此折から隣家の俄ふ物騒くなりて其家の主狂氣して家内の男女を切て怪我人多く悩しとなる然ど何故とふ事不分明後々の沙汰ふ彼家の主の眼ふ異様物の看へて狂乱せし如くなりしを案ずるふ川井氏の見らるし変化が隣家へ行しものの河井氏ハ後ふ此事を他人ふ語りて心氣を鎮め麁忽ふ物驚ませざるべし異見ありて昔より久る異のあを通り悪魔とるべけ何事もなき人ふ伝ふ用心べき事なりと教訓せらましなる察るふ俄ふ狂乱して親兄弟を殺害し小兒までも情なく切捨る類の事ありて後ふ種々の説なるども大略ハ悪魔ふ魅されて本心を失ひ狂を發しての所為

なるべし

第三十四　悪路神の火

伊勢國紀州御領の内ふて田丸領間弓村の唐子谷とふ所ふ猪草が淵とふ大難所あり常の道路巾十間計の川あり其河ふ杉丸太を渡を往來とせり此丸太橋の高サ水際より十間餘有是を渡る時ハ甚危怖しき支言語ふ絶しる橋の下ハ青々る水の面其底を知らぬ此辺山壑ふふ出ふ又く足ふ取付て人を脳を寔ふ下品の地ふ上七男女の形状見分がたき程の所あり此地ふ生まれ他へ出ざる人ハ老年ふて米などを見ざる者ふしてとふ又此辺ふ悪路神の火と号て雨夜ふハ殊ふふ又く燃て挑灯のごくふ往來を此火ふ行合者ハ速ふ地ふ俯ふ伏て身を縮ひ其時火ハ其人の上を通路をる火の通り過るを

待て逃出を然も為ざる時ハ彼火ハ近付て忽ちハ病を発し頓ふり甚しとのふ這ハ享保の年間阿部友之進とのふ名医採藥の為ハ經歷し七彼地ハいろ眼前ハ見聞し歸府の後諸國の奇夏を上書せし採藥記ハ

第三十五　日本第一の大石

紀州牟婁郡相瀬村とのふ所ハ日本ハ一ツの大石ハ高サ七十五間横二百六十間餘此石古座川とのふ川の傍ハ有と実ハ無類の大石なるべし

第三十六　母櫻

紀州野中村ハ秀衡の母櫻とのふ名木ハ奥州の旅客ハ何ぞも此櫻を尋來るとのふ其由來ハ委しく知れど高サ八九間の木なり

右の二ケ條も阿部氏の採藥記ハあるし

第三十七　飛彈國大牧村の篭渡し

遠き山國の篠渡し篭渡しの谷川有支へ物の木ゆもヨヌく一画まで事ふろしまども彼阿部友之進の採藥記の記さまし〻を見まゝ其地の人物まゝ眼前の見るごゝ最も便ある所ぞし。飛彈國田畑村とゝ所の外は少き深山なり雪深く六七月迄も村々雪あり極暑の節も朝夕は綿入を着を甚しき寒國なり稻を植て實の悪しき故田の稗を作る常々農民の食物は蕨の根を掘て食とき又栗の木杯のやどり木を採て其汁を煎じ食を。友之進此山中の旅宿し夜中蠟燭を灯し髪月代を召仕の者の致さけるゞ其所の男女是を見て甚奇怪の支と思へる有樣ゆゑ問いどんに大根の火を燈し頭を面のまろとゝ云て甚しく笑ふ

撰者曰此頃猶此辺のゝ世の蠟燭の有支を知らゞ月代をまるゆも知らざりけん

又蠟燭を者ゝるゆのゆゝけん大根へ火をもしゝるゝゝゝ云しるべし今ゝ百年以前ゝ云ゞゝ其開けざるゆ思ひゆゝべし

此辺のゝ人死まる時は庄家の年番ゆゑ引導を渡し葬送まると云り（何なのゆゑ引導を渡）總て此辺へ下品なるゆ甚しく六月土用の中ゆも二三度へ霜の降り

ゝり福嶌村とゝ呼ゝる白川とゝ所まゝへ極難所ゆゑ峯の崩まゝる所多く九太を藤づるゆゑ釣其上を渡りて谷を越行呼十餘ケ所あり大牧村とゝ呼の白川とゝ河へ六七十間程の川幅へ猿椎藤とゝ藤を一筋向ふの岩の端より此方の岩へ引ケ渡し細き縄ゆゑ人を乗ゝる篭を引渡まるゆ寔ゆ危し川へ水色青くゝゞ卷流まゝ言語ゆ絶ゝる難所なり藤つるのゆゝゝゝ呼より水際まゝ十間なるゆゝゝ篭の中ゆ乗ゝるゝも藤へ通して

竹筒の底を打ち握りて渡らねば籠ゆぐくまりて忽ちに
水中へ落入て死ぬるなり又此籠を引く賃錢の高下なりて上人引大患
引とも上人引へ籠のゆるぎる樣の引大患引とも強く烈しく
引て別て危しとなり

第廿八　摩訶三毒　今人

比叡山の沙門大僧都詔澄字へ幽明戲号して落香庵摩訶三毒と
号す其性甚蓮を愛し淨業餘暇なる時へ是を寫し是を詠て樂とし
凡日本國中の書画の名なる人の肉て蓮の画と蓮の詩歌を乞求め是を
珍藏し他念なし此人予を尋問し面會せざること五ヶ年時なりて去
年の初秋台麓の現龍院へ來らるし節親しくなりて其人品を感ぜその

折ふし彼人へ乞得る書画の中ゆ面白しを思ふを出さへ一奇人を同
意の人へ知らせんとする所為なりけり

髏骨の三弦を彈ぜる圖へ題せる歌

昔々の昔より馴へ馴る煩脳のその心の歌ぬゆる三の界を
離れざる又欲界の末の世へ生れさんしを主ぞやの穢を不
淨も知ぞを貴ぶね身をひとと見て迷へ者へん道理と
思つねでなけれども今へ消へ陽焔の無墓身へて
春の夜の仮寐へ結ぶ夢よりも短き契りせんとへ主も
こゝへも夢へ今の浮氣をすてゝ要時のかどを辛
抱し唯朝夕へ後の世の経営なる精出して在所へ座る

弥陀さんの御願ひ申し故郷へ帰り上て添ふら男女の
差別なく三十の上の二ッよ好み相の六通も自由自在の
身となりて観音様や地蔵さんなどの知まさ御方等の世
話のなりて日々を楽の暮しその上の前百まで私まさ九十九
までといふせうる短の鈍の身ぢやの幾万年の後まで変ぬ中と
なるのきう平生の業なる王の林の花見やり寶の池の
舟遊び造作の入ね飯えて自然の出来る衣を着て琴の調や
笛の音の舞を舞やり歌やり又の砌の咲揃の王の蓮の華
摘で神通とやらの籠の魚儘の乗て遠近の四方の御
國の佛様の御上げ申の奈らう又の無生の定の入り思なるま

退うぬ身と成るを楽なの今日の明日の程なの本の定るるも
なの風まを待ぬ白露の散間のるの兎も角も縁の任せて
一節の故郷の座る爺様の御名を唱て他まむせ仮令
前のどの様の深の罪過なるとも可愛と思ふておざんまる
慈悲の深の心ゆの許て迎の出るの寶間違のるへ
の浮まを出るる極楽の故郷へのんで爺さんの跡目相續まし
私も無明の名を改て即明となるるの本より合ふて胸と
胸心の一ッ二ッの三の身なるぎ四の徳十の力もなるれば上へ
有頂の雲の上下へ無間の底此の憂の苦の無状の五義の
悩の四苦八苦瞋恚の炎の毒愚痴嗔嗔の諍や飢渇の

嘆き血の涙氷の海や大紅蓮劔の山や火の車巡りくて世を渡るの人達を救ひ拳今の苦労の數くを昔談の仕様嬉しひるでのふぎの君。

○又も聞人の良まをのの秋

ひつまと よたの人の聞らん　摩訶三毒

此人今の土州の下りて高智の城下陽貴山見龍院の現住う

第拾九　讀書の用心

十訓抄の中納言匡房との人の才智を賞記る因の唐山の后の悪き瘡種の出来て其國の醫師の力の及ばざりけるを日本の雅忠と名醫のひるるを聞傳へてその醫療をたんと秋朝へ願ひましらば朝

庭の諸卿詮議ありて雅忠を唐山へ渡をまづきうと渡をまづきうと評定せしが鬼角彼是と論じて決定せざりしを呼へ匡房參内ありてまの由を聽き唐山の后の死しれば日本の何の苦しきるのらんやと云れうけまで此一言の評議定り雅忠を渡をまづきのうと其返牒い則匡房義ありて書きける

雙魚難達鳳池之浪　扁鵲豈入雞林之雲

此句の和漢ものの賞ありうとぞ

昔反正天皇崩御玉ひて後御弟允恭天皇のまご皇子の在しける節久しく旧疾の沈を玉ひしらども群臣強のもの申の依て位の即せ玉ひ其後使を新羅國へ遣いて彼國の医師を迎へ寄て御病を治療

池中の
水底ゟ
綿を
生ず

筑前太宰府
聽所の官人

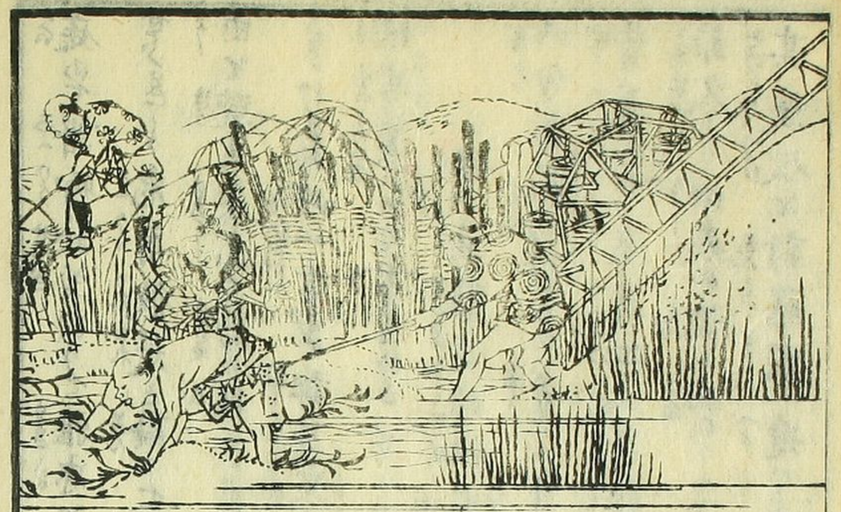

高麗國の
使臣

せしめらるゝに速に平愈在しけまべ殊に賞し玉ひて本國へ返し遣はけり
其例を聞及びて異國より我朝の醫師を求めらるゝ
按ずるに十訓抄の作者医房の才智と文意を感じて傳ふるべ
記しもらるゝ隣國の好情なき旨趣の不仁に似る医房の返牒を
如何やと思ふ心より允恭天皇の御ゆを添て記しとゝのゝふんら
予も此医房の返牒に文美なりとも人情にそむく邪見の沙汰
也我朝の誉を思ふのゝゝ彼國ゆも心よろぶべ日本を信
實なる國と謗りしんと思ひ居らしが彼國より雅忠を名ざして
尤求めらるとふに誤りなを正しくふに說なるべ往昔我朝と異國の
通信なくゝ鹿畧のゆへひらぶど雅忠を暫時の間も惜みなどそ

我朝を尊ぶ異國の願を不聽のゝ其國を賤むそ情なき沙汰の
ひらべきら但し雅忠が医道の名誉と医房の文才を賞まるの余り
斯る咄しも出來ふるも悉く書を信ぜば書なる不如と古人の
金言なり　又曰新羅國の后病ふよりて日本白河帝の時丹波の雅忠を願ひしるに大東世語ゆに載ふる
載の文を看るべいとゝ前段の誤りなそひらん其證左の
如し

○高麗國賓省牒大日本國大宰府當省伏奉聖旨訪聞貴國
有能理療風疾醫人今因商客王則貞廻歸次仰因便通牒及
於王則貞處選擇上等醫人於來年早
春發送到來理療風疾若功效定不輕酬者今先送花錦及大

綾中綾各一十段麝香一十臍分附王則貞賚持持去大
宰府官員處且充信儀到可收領者牒具如前所奉聖
旨備録在前請貴府若有端的能療風疾好醫許容發
送前來仍收領匹段麝香者請牒已未年十月牒少卿
林槩太宰府解申請官裁事上言上高麗國牒一通狀右
商人往返高麗國古今之例也因茲去年當朝商人王
則貞爲使關羅向彼州之間禮賓省牒一通相副錦綾
麝香等所送也是則聞醫師經廻鎮西之由牒送旨件
則貞所申也者異國之事爲蒙裁定未檢知件錦綾麝
香等何敢不請取先相副彼牒狀言上如件謹解承暦

四年三月五日日本國太宰府牒高麗國禮賓省去
廻方物事牒得彼省牒當省伏奉聖旨仍收領匹
段麝香如牒者貴國犯霜露於燕寢之中求醫療
於鼇波之外望風懷想能不依依仰牒狀之詞頗
垂故事改處分而曰聖旨非蕃王所稱居遐陬而跨
上邦誠彝倫所戰況亦託商人之旅艇寄殊俗之單
書執圭之使不至封函之禮既虧雙魚難達鳳池之月
扁鵲何入雞林之雲凡厥方物皆從却廻今以狀牒兼
暦四年月日
右ハ高麗國ハ風疾の脳天行て彼國の医師の療治せ

遂るものなくつど商人王則貞の通狀を持て　日本の良醫を請
求むる旨趣るる然まども其牒狀正しくも夫新羅・百濟・高麗の三
國當時の朝鮮が三つの割て在し時の小國なと所謂蕃の地のそ唯其士の
王るる高麗小國の王の詞を告るふ聖旨と書送りしに　我朝へ對して失敬
依之の續け書しる返牒の聖旨とは天子の勅定るると谷。居退阪而跨上邦
と記しる如斯なれば彼國の后が病て丹波の雅忠を請しに其國の風疾が
流行て日本の西國を廻る医師を求むるふ商人船の使に依て牒狀を太宰府に
送りしる其文が失禮るゆえの　我國の医師を不渡と

雙魚難達鳳池之月　扁鵲豈入鷄林之雲

此妙文を送りしるん抑医房ぬのらぬ此文者適の奇才亦感ぎ〜

第四十　化野の綾衣

近世市中の商賈風流風雅と稱て商ふ物の名を何とく好事に号て賣弘め
家号をも珍らしく風流るんるを好む者ひと折節此所彼所の開店まれど其
品價下直と宜しけれい繁昌し價高く品悪ければ一花も咲ぎと程もなく店を
閉て廢る又諸商人の店の小者丁稚の風美なしくるると家の主人支配る重手代が
店のひらざれが物買の來る得意の客人を仇敵の如くふ取扱ふる家並のるふへしの
様ふるるぬ或い僥倖の店繁昌まれい家主も家業を自慢し買人を麁畧ふし
不會訳のる多し是久しらぎと滅亡の基るる最歎ふし市中ふ在人ハ何の
家業まる人も愛相よく物和らふ強欲を主慎らば風雅も新奇も不用して
繁昌るせるものぞしるま中ふ風流の名を呼まんを忌々しき不祥の名なを

号るゆゑ年月ハ意まじ予が見聞せし家号と煎餅の名あり煎茶の
店を出して休所とせしる軒ハ。ひなびし野。とろせし方燈をうけうり美女を
賞て婀娜とのび姿の風雅を賞るハひなびくるゆゑ俗語ろ思ひ付し
名るべけまど化野とハ茶毘所のゆゑ鳥辺野ハ同じるるろ呼名がのべまる
故ハ心ろぞ休らふ人もひろべきるれど風流名ハひを欠て茶毘場とハ茶亭の
名ハ餘りるる所為ゆゑまも其頃菓子店ゆゑ。藤衣煎餅とのハを賣出ろ
夫藤衣とハ喪服のゆふて本字い。縗衣とも哀傷衣とも書り

限りのれバ今日脱ク喪服とるゆゑ涙ゆけり

此哥ハ葬礼の忌ゆゑ喪服を脱捨常の衣服を着る時ハ詠まし哥るれバ
察まべし喪服煎餅を茶の口取ハ化野の茶を呑るべ傍ハ幽冥の景物

あそよりまと云て笑ひぬ

第四十一　藤戸渡

平家物語ハ佐々木盛綱備前藤戸を渡せし案内者を殺しる由を記しれ
ども東鑑第三の巻ハ其事ハ藤戸の海を佐々木が渡りしハ俄ハ差ろ
る譫ハて兼々案内を求しハ又盛綱不仁の行ひ絶て奈し

第四十二　池中の綿

元文二丁巳年の頃播州姫路の一邑ハ池ひろ廣サ數百歩ばかりしが或
人の小兒其池ハ水浴して溺れ死しけれバ水を涸して田とせんとそ一村の人々
合力て水を酌乾せしハ池の底ハ白き綿あり士人ことを取て看るハ草綿ハ
なるしけれバ糸ハ繰せるハよろしき木綿糸とろハ依之織木綿とろるハ

著用とする尤多くなりし故一村の人の用ひ餘りを他村へ賣出しけるが色白く打綿の如く上品なるを他郷の人價を不惜爭ひ求めけるゆゑ一村大に利を得て徳付きとぞ　実録珍らしきものや

結毘録

今より百五年以前のものなれど

第四十三　青梅サントメ

世俗の云唐桟は唯桟留嶋のみ可なりとサントメとのみ異國の嶋國なり其地より織出さるを桟留と夫は偽て織出しるを山中嶋とのみ云ふ

偽が出來る故唐サントメとのみ青梅嶋は武州青梅村より織出せるゆゑ其名なり

青梅村の青梅山金剛寺とのみ此寺にある梅の木は青梅実成て四季なるゆゑ名木なり青梅村の名もこれよりとのみ　御朱印地にて二十石

晩進魯鈍　閑窓瑣談卷之三了

48-13887

泗川彪三編輯

大日本一統輿地分國圖

貳十三万分一縮尺　銅刻縮圖

全部八十一枚

附り郡縣五港ノ圖

○東海道　十二枚　○畿内　三枚　○東山道　十三枚
○北海道　十四枚　○北陸道　五枚　○山陰道　七枚
○山陽道　八枚　○南海道　六枚　○西海道　九枚
○琉球　三枚　○大日本全圖　壹枚

茲圖ハ故人伊能先生全國測量基線ヨリ国境郡界及ビ山岳可渠道路の位置ヲ以テ維新爾來諸藩各將の地圖ヲ集め時習義塾ニ於テ地學の先生を會シ泰西の畫法ニ倣ヒ編集セシモノニ　一国一葉ニシテ便ニ都府名邑の圖ヲ撃ル文字ノ至ルマテ漏サズ編集セリ　其要領ヲ得タリ　我邦地圖ニ在テハ未ダ是ヨリ細精ナルヲ見ズ世の諸彦地理ヲ明ラカニセントヲ欲ス請求愛觀有ランヲ請フ

東京日本橋區茅場町十番地　江島喜兵衛　敬白

010190528028